平成２６年（フ）第５１８号
埼玉県越谷市大字弥十郎188番地５
破産者　稲垣まゆみ
１　決定年月日　平成27年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第５３５号
埼玉県草加市北谷３丁目９番26号、旧住所埼玉県草加市栄町３丁目１番11―706号
破産者　牛込　　守
１　決定年月日　平成27年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１６３号
愛知県新城市川路字萩平１番地736　雇用促進住宅２棟405号
破産者　内藤　慎和
１　決定年月日　平成27年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第３３９号
兵庫県姫路市飾磨区加茂198番地１　ネオハイツ姫路アメティ228―1404、従前の住所兵庫県明石市大久保町松陰442番地の10
破産者　長谷川正浩
１　決定年月日　平成27年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３９０号
兵庫県加古川市別府町新野辺北町２丁目74番地の１　アンポヌール102号、従前の住所兵庫県加古川市加古川町粟津501番地の１　センチュリー加古川粟津116号
破産者　森口　　豊
１　決定年月日　平成27年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４５３号
兵庫県姫路市白国５丁目12番35号
破産者　松井健一郎
１　決定年月日　平成27年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１９０３号
福岡県太宰府市都府楼南４丁目25番７―402号
破産者　松本　甚二
１　決定年月日　平成27年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４３号
長崎県島原市寺中町丙2493・2490第１番地合併第１
破産者　稲栄　貴之
１　決定年月日　平成27年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２６年（フ）第１９号
福島県白河市士多町東14番地１　三浦コーポB101
破産者　鈴木　　浩
１　決定年月日　平成27年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２６年（フ）第８１号
福島県いわき市小名浜愛宕上１番地の２
破産者　太　　建二
１　決定年月日　平成27年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第１６２２号
埼玉県越谷市花田３丁目11番地16
破産者　小林　孝一
１　決定年月日　平成27年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９６１号
横浜市鶴見区馬場６丁目11番35号
破産者　杉本　愛芽
１　決定年月日　平成27年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０６４号
横浜市緑区中山町907番地３　オーベルヒルズ中山1006
破産者　庄司　秀治
１　決定年月日　平成27年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２４号
富山市東中野町１丁目２―16　ロイヤルハイツ101　木谷方、住民票上の住所富山市経堂四丁目６番28号
破産者　オートトレーディング・カイこと　改井　利弘
１　決定年月日　平成27年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４６号
富山市館出町１丁目７―10　早川方、住民票上の住所富山県魚津市仏又500番地
破産者　元野　陽子
１　決定年月日　平成27年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２４３号
金沢市野町１丁目２番39号　朝日向ビル402号、従前の住所金沢市間明町２丁目335番地
破産者　若草・森敬子こと　森　美江子
１　決定年月日　平成27年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２９号
静岡県賀茂郡松崎町宮内42番地の１
破産者　関　紀一郎
１　決定年月日　平成27年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２６年（フ）第４１号
静岡県賀茂郡西伊豆町安良里487番地の１
破産者　有川　和夫
１　決定年月日　平成27年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２６年（フ）第４２号
静岡県賀茂郡西伊豆町安良里487番地の１
破産者　有川　里美
１　決定年月日　平成27年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部